

剣 心 会 会 則

- 第 1 条[活動目的] 1、 剣道を通じ、「心」・「技」・「体」の育成を目的とする
- 第 2 条[入会手続] 1、 小学校 1 年生以上の男女児童・一般成人の男女
2、 原則として入会は 3 月だが、途中入会も受け付ける
3、 入会金は不要
4、 入会希望者の見学体験稽古は自由
- 第 3 条[厳守事項] 1、 別紙の稽古規則・体育館使用規則を守ること
2、 違反した場合は退会処分とする場合がある
- 第 4 条[退会手続] 1、 私製の用紙に理由を記入し、代表先生に直接手渡すこと
- 第 5 条[長期欠席] 1、 1 ヶ月以上に亘る欠席の場合は代表先生に連絡し、休会の許可を得、また休会中も会費を納入すること
- 第 6 条[OB 会員] 1、 剣心会在籍 3 年以上且つ高校生以上とする
2、 稽古日にはできるだけ参加し、先生方の指導を手伝う
- 第 7 条[一般会員] 1、 一般成人の男女は年齢・経験を問わず入会できる
2、 四段以上を指導員とする
- 第 8 条[会 費] 1、 以下の一覧表の通りとする
2、 会費は保険料・昇級審査・備品購入などに充てる
3、 会費の納入は一括納入でも良い
4、 会費は稽古日当番に納入し、世話役の会計が管理する

名 称	資 格	会 費 金 額	納 入	摘 要
小・中学生会員	小・中学生	月 1,500 円	2 ヶ月ごと	第一稽古日納入
一 般 会 員	な し	月 1,500 円	2 ヶ月ごと	第一稽古日納入
一 般 会 員	初段～三段	年 2,000 円	4 月と 10 月に 分割納入	スポーツ保険料
O B 会 員	三年以上在籍 且つ高校生以上	年 2,000 円		別途納入 (23 年度 1,200 円)
指 導 員	四段以上	免 除		免 除
長期欠席者	休会届提出	月 250 円	2 ヶ月ごと	第一稽古日納入

- 第 9 条[甲 慰 金] 1、 会員に対しての甲慰金は 5,000 円とする

平成 23 年 5 月 第 3 条表記変更
平成 23 年 5 月 第 7 条追記改正
平成 23 年 5 月 第 8 条一部改正

稽古規則および体育館使用規則

稽古規則と体育館使用規則は日頃、稽古している場所だけでなく、審査会場・試合会場・合同稽古等の会場でも同様に守らなければなりません。

会場内では互いの礼だけでなく、指導の先生方、係りの方等、礼をすること。

「剣道は礼に始まり礼に終わる」を常に忘れないこと。

竹刀・剣道具を大切に扱い、剣道人として恥じぬ行いをする。

稽古規則

- 1、 ふざけあうこと、おしゃべりを禁止する
- 2、 できる限り遅刻せず、準備運動から参加すること
- 3、 先生、および稽古日当番の指示に従うこと
- 4、 稽古日の前に必ず竹刀や道具の安全点検を行うこと
- 5、 手足の爪を切っておき、体調には充分注意すること
- 6、 配布された書類は大切に持ち帰り、必ず保護者に渡すこと

体育館使用規則

- 1、 玄関の自分の履物・トイレの履物をそろえること
- 2、 道場の出入り口では入場・退場の際、必ず上座に礼をすること
- 3、 持ち物には必ず名前を書くこと
- 4、 貴重品は持ってこないこと、必要な金品は稽古日当番に預けること
- 5、 道場・トイレ以外の部屋に入らない、また館内の品物に触らないこと